令和８年度 昭和の町トレーディングカード制作業務委託
公募型プロポーザル実施要領

１　目的

豊後高田昭和の町への誘客促進と観光客の滞在時間延伸、豊後高田昭和の町のコンセプト（一店一宝、一店一品など）を多くの人に知ってもらうことを目的に、昭和の町版のトレーディングカードを制作するもの。

２　業務概要

（１）業務名

令和８年度 昭和の町トレーディングカード制作業務委託

（２）業務内容

別添「業務委託仕様書」のとおり

（４）履行期間

契約締結日から令和９年３月１日まで

（５）提案限度額

907,500円（消費税及び地方消費税を含む）

３　応募資格

本提案に応募できる者は、以下の要件を満たす法人その他の団体とする。

（１）参加表明書の提出期限において、次のア～ウのいずれにも該当すること。なお、参加表明書の提出期限から受託候補者の特定・契約締結日までの間に次のア～ウのいずれかに該当しないこととなった場合、申請は取り消されるものとする。

ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当する者でないこと。

イ　次の申立てがされていないこと。

a 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て

b 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て

c 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て

ウ　暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。法人の場合は、役員等が暴力団でないこと。
また、暴力団員が経営に事実上参加していないこと。

４　募集期間

令和８年11月25日（水）から令和８年12月11日（金）まで

５　実施するプロポーザル方式の型

公募型プロポーザル方式

６　受託候補者決定までのスケジュール（予定）

令和８年12月２日（水）　参加表明書受付締切、質問事項受付締切
令和８年12月４日（金）　質問事項回答
令和８年12月11月（金）　提案書受付締切
令和８年12月中旬　　審査委員会
令和８年12月中旬　　審査結果通知
令和８年12月上旬　　契約

７　応募方法等

（１）参加表明書の提出

提案書の提出を希望する者は、以下に示す書類を作成し、提出すること。

ア　提出書類　　①参加表明書（様式１）
②参加表明者の概要がわかる資料
（法人登記簿謄本の写し、会社のパンフレット等）
※法人登記簿謄本の写しは、履歴事項全部証明とする。

イ　提出部数　　１部

ウ　提出期限　　令和８年12月２日（水）午後５時必着

エ　提出方法　　持参もしくは郵送

（２）質問事項　　本公募型プロポーザル実施要領に関する質問は、電子メールで行うこととし、原則として個別対応はしない。
件名を「令和８年度 昭和の町トレーディングカード制作業務委託」とし、質問事項（様式２）に記載し、令和８年12月２日（水）午後５時までに送信すること。
なお、提出された質問事項への回答については、全参加表明者に対し、12月４日（金）に電子メールで回答をする。
評価基準、審査の詳細に関する質問事項は受け付けない。

（３）提案書の提出応募者は、次のとおり提案書を提出すること。

ア　提出書類　別添「提案書作成要領」に基づき、以下の書類等を提出すること。

①提案書（様式３）１部

②様式４、様式５

③企画提案書

④経費見積書

⑤上記①～④を電子データ化（PDFファイル）したものを格納したCD-R又はDVD-R

イ　提出部数　６部（正本１部、副本５部）、CD-R又はDVD-R　１枚

※提案書（様式３）は正本にのみ添付すること。

ウ　提出期限　令和８年12月11日（金）午後５時必着

エ　提出方法　持参もしくは郵送

８　選考方法

（１）審査手順　提出された提案書は、豊後高田市観光まちづくり株式会社が設置する審査委員会において、提案書により総合的に審査を行い、最優秀提案者を受託候補者として特定する。

なお、審査委員会は非公開とし、審査員及び審査の経過や結果など審査に関する問合せ・異議申立ては一切受け付けない。

（２）審査基準　審査は、下表の審査項目及び配点に基づき採点を行う。

ただし、審査点が同点の場合は、見積額の低い方から上位の順位とする。審査の結果、最優秀提案者を選定するとともに第２位以下の順位を決定するが、審査委員の採点結果の合計点が全体の６割に満たない者は選外とする。

審査項目	審査基準	配点
① 企画提案力	本事業の内容・趣旨に沿った提案となっているか。	20点
	誘客促進に資する創意工夫を凝らした効果的な独自提案内容となっているか。	20点
	提案内容に具体性、実現可能性があるか。	15点
② 業務遂行能力	効果的かつ現実的な事業実施が期待されるスケジュールとなっており、事業実施体制が確立されているか。	15点
	事業目的に沿った製作物を作成できる能力があるか。	10点
	事業の趣旨及び目的を理解し、適正な価格提案及び必要経費の算定となっているか。	20点

（３）審査結果　各提案者に対して「審査結果通知書（様式６）」により審査結果を通知する。また、受託候補者の特定結果については昭和の町・豊後高田市公式観光サイトに掲載する。

（４）契約　　審査の結果、最優秀提案者として特定された受託候補者と契約に向けた仕様の調整や手続き等を経たうえで随意契約を行う。
なお、不調に終わった場合は、順位の上位の者から順に契約交渉するものとする。

９　その他の留意事項

（１）関係法令を遵守すること。
（２）提案書は１事業者１提案までとする。
（３）参加表明及び提案書類等の作成費及び通信費、郵送料等に係る費用は、提案者の負担とする。
（４）提出された書類は原則、返却しない。
（５）提出後の提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。
（６）提出書類に虚偽があったとき、応募資格を満たさないことが判明したときは失格とする。
（７）参加表明を取り下げる場合は、令和８年12月９日（水）午後５時までに豊後高田市観光まちづくり株式会社へ電子メールで連絡をすること。
様式は自由。
受託後の提案書に記載された実施体制の変更は原則認めない。
（８）電子メールの通信事故があった場合でも、豊後高田市観光まちづくり株式会社は一切の責任を負わない。
（９）提案書及びこの事業における成果物は発注者の豊後高田市観光まちづくり株式会社に帰属する。

10　提出先・問合せ先

〒879－0628　大分県豊後高田市新町989番地1
豊後高田市観光まちづくり株式会社　担当：江口
電　　話：0978-23-1860
Ｆ　Ａ　Ｘ：0978-23-1870
Ｅメール：h-eguchi@city.bungotakada.lg.jp